

鳥取県指令第201000033133号

鳥取市青谷町蔵内153番地の1
特定非営利活動法人 悠ゆうの郷
代表者 瀧 満

平成22年3月4日付けで申請のあった特定非営利活動法人悠ゆうの郷の定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により認証する。

平成22年5月20日

鳥取県東部総合事務所長 瀧山 親 則



記

- 1 定款変更の内容
事業、資産及び会計
- 2 変更する条項
第5条の変更並びに第40条及び第43条の削除
(定款変更認証申請書に添付された変更後の定款のとおり)

(担当)東部総合事務所県民局県民課 村尾
電話 0857-20-3656